

2. 標準栽培・管理事項

(1) 原材料

ア. 原木伐採、玉伐り

- ・ 原木山で過去に農薬等、薬剤の散布を行っていないこと。
- ・ 原木山で過去に環境汚染になるようなことが起こっていないこと。
- ・ 伐採、玉伐り作業で薬剤処理等一切行わないこと。
- ・ 原木の森林の所在、樹種、林令の把握と栽培日誌への記帳。

イ. 原木購入

- ・ 原木受け入れ時に、薬剤が使用されていないことの確認。
- ・ 原木伐採地の所在確認と栽培日誌への記帳。
- ・ 原木に針金等異物が混入していないか確認し、異物等が除去可能な場合は除去する。

(2) 植菌

ア. 種菌購入

- ・ 菌床きこの栽培における種菌製造管理事項に基づき製造管理された種菌を購入。
- ・ 購入後、植菌までの間の保管場所で農薬等混入しないよう管理。
- ・ 購入先、品種の栽培日誌への記帳。

イ. 植菌

- ・ 植菌作業に使用する器具および手は、水道水、滅菌水、消毒用エタノール（エチルアルコール）で消毒し、清潔に保つこと。
- ・ 殺菌剤等の薬は使用しない。
- ・ 封ろう、スチロール栓等を使用する場合は、有害物質、農薬等が含まれていないか確認。

ウ. 植菌済み原木購入

- ・ 上記(1)のイと(2)のア、イの確認、管理をすること。

(3) 伏せ込み

ア. 仮伏せ

- ・ 林地や休耕地等屋外の場合、除草剤等農薬散布していない場所か、環境汚染されていない場所か、また、周囲から農薬の飛散がない場所であるか確認。
- ・ 人工ほだ場等室内の場合、施設で除草剤、防虫剤等農薬処理していないか確認。
- ・ ほだ木に除草剤、殺虫剤、防虫剤、防腐剤等農薬散布しない。
- ・ 散水する水は清浄な水を使用すること。
- ・ 仮伏せ場所等栽培日誌への記帳。

イ. 本伏せ

- ・ 林地等屋外の場合、除草剤等農薬散布していない場所か、環境汚染されていない場所か、また、周囲から農薬の飛散がない場所であるか確認。
- ・ 人工ほだ場等室内の場合、施設で除草剤、防虫剤等農薬処理していないか確認。
- ・ ほだ木に除草剤、殺虫剤、防虫剤、防腐剤等農薬散布しない。
- ・ 散水する水は清浄な水を使用すること。
- ・ 仮伏せ場所等栽培日誌への記帳。

(4) 発生

- ・発生促進の薬剤処理はしない。
- ・ほだ木に除草剤、殺虫剤、防虫剤、防腐剤等農薬散布しない。
- ・散水する水は清浄な水を使用すること。
- ・浸水時の水は清浄な水を使用すること。
- ・病害虫や奇形が認められるきのこが発生した原木は速やかにほだ場から除去し、破棄する。

(5) 収穫

- ・収穫に使用する器具、機械、作業着衣類は清潔に保つこと。
- ・病害虫や奇形が認められるきのこやその原木は速やかにほだ場から除去し、破棄する。
- ・収穫したきのこに、殺菌剤、殺虫剤や防腐剤等薬剤を使用しない。
- ・収穫日等を栽培日誌へ記帳。

(6) 選別・包装

ア．選別

- ・防虫、防腐、鮮度保持のための薬剤・添加物等を使用しない。
- ・選別に使用する資材等、および作業着衣類、室内は清潔に保つこと。
- ・異物混入が無いことを目視検査する。

イ．包装

- ・包装に使用する資材等は食品包装に適合した安全なものを使用する。
- ・包装に使用する器具、機械、資材等、および作業着衣類、室内は清潔に保つこと。
- ・異物混入が無いことを目視検査する。
- ・包装資材等の栽培日誌へ記帳。

(7) 保存・出荷

ア．保存

- ・保存する場合、防虫、防腐、鮮度保持のための薬剤・添加物等を使用しない。
- ・直射日光、高温多湿を避けて、低温・低湿の保冷库（冷蔵庫）で保存する。
- ・保存に使用する器具、施設等は清潔に保つこと。

イ．出荷

- ・防虫、防腐、鮮度保持のための薬剤・添加物等を使用しない。
- ・出荷に使用する資材、器具、輸送機械等は清潔に保つこと。
- ・異物混入が無いことを目視検査する。
- ・JAS制度に基づく表示をすること。
- ・出荷日等の栽培日誌へ記帳。